

都市計画の策定経緯の概要

① 決定内容

鳥栖基山都市計画都市計画区域に、地区計画区域（灰塚地区地区計画）を設定する。

②計画決定までの手続き

事 項	時 期	備 考
1. 素案作成及び県と下協議	令和 7 年 9 月 1 2 日	
2. 下協議（県の回答）	令和 7 年 1 0 月 2 2 日	
3. 原案作成	令和 8 年 2 月 1 7 日	
4. パブリックコメント	令和 8 年 3 月 2 日 ～ 3 月 3 1 日	基山町まちづくり基本条例 に基づき 30 日間
5. 地元説明会	令和 8 年 3 月 2 5 日	出席者 0 名
6. パブリックコメントに基づく 原案に対する意見の募集	令和 8 年 3 月 1 8 日 ～ 3 月 3 1 日	意見書の提出 0 件
7. 公聴会	令和 8 年 5 月 2 0 日	公述の申出がなかったため、中止
8. 都市計画案の作成	令和 8 年 5 月 2 6 日	
9. 県と事前協議	令和 8 年 5 月 2 6 日	
10. 事前協議（県の回答）	令和 8 年 6 月 1 8 日	
11. 案の公告・縦覧	令和 8 年 7 月 2 7 日 ～ 8 月 1 0 日	縦覧期間 2 週間 意見書提出期間 2 週間
12. 基山町都市計画審議会	令和 8 年 9 月上旬	
13. 県への協議申出	令和 8 年 9 月中旬	
14. 県の回答	令和 8 年 1 0 月上旬	
15. 決定告示	令和 8 年 1 0 月中旬	

③対象地区

三養基郡基山町大字小倉字灰塚83番1、64番1、79番2、66番1

計 4 筆